

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	茨城県農業再生協議会			整理番号	8
使途名	地力増進作物の作付の取組				
対象作物	地力増進作物（基幹作）				
単 價	20,000円以内/ 10a				
課 領	<p>【令和4年度の課題】</p> <p>○農業生産の持続的な維持向上に向けては、「土づくり」に取り組むことが必要。収量が落ちている農地においては、緑肥を導入することで作土に多くの有機物を供給できるとともに、深い土層の改良効果により、次期作の収量向上につなげていく必要がある。</p> <p>○水田においては、水稻を作付けした場合、温室効果ガスのメタンを排出しているが、地力増進作物へ転換することにより、メタン排出がほぼゼロになるとともに、土壤にすき込むことで土壤中に有機物を供給し、炭素貯留効果が期待できる。生産性の向上に併せ、環境に配慮した農業に取り組んでいく必要がある。</p>				
目 標			令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
地力増進作物の 作付面積	目標	-	30ha	50ha	50ha
	実績	-	-		
内 容	前年度と比較して地力増進作物の作付面積が拡大した農業者に対して、拡大面積に応じて配分する。				
具体的要件	<p>1 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。</p> <p>2 取組要件</p> <p>(1) 地域協議会の水田収益力強化ビジョンの「作物ごとの方針」に、以下を位置付けること。</p> <p>① 地力増進作物の活用目的 ② 活用目的に照らして推奨する具体的作物 なお、当該ビジョンに地力増進作物を位置付けていない地域協議会は配分対象としない。</p> <p>(2) (1) の位置づけを行った地域協議会ごとにみて、以下の①②のいずれか小さい方の面積に 対して配分する。</p> <p>① 水稲作付面積（水田リノベの対象米穀は除く）の前年度からの減少分 ② 地力増進作物作付面積（基幹作）の前年度からの増加分</p> <p>(3) 同一ほ場への連続支援は原則2年間までとする。なお、3年以上の支援を要する場合には、 必要性を記載した理由書を提出の上、県の承認を得るものとする。</p> <p>(4) 地力増進作物を作付した翌年の水田には、主食用米以外の作物を作付するものとする。 ただし、水稻（主食用米、飼料用米など）と転換作物のブロックローテーションに取り組み つつ土づくりを行う場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 対象作物に適した作期での栽培や、すきこみ等の作業を行うこと。</p> <p>3 交付対象者 販売農家・集落営農</p> <p>4 交付対象面積 地力増進作物の拡大面積に応じて交付する。</p> <p>5 単価調整 下記の方法によって算出した単価により、生産者に対して交付する。 調整単価=地域協議会ごとの配分額/地域協議会ごとの地力増進作物面積の前年度からの増加分</p>				
取組の 確認方法	<p>1 交付対象水田であること 水田台帳及び営農計画書。</p> <p>2 交付対象作物が作付されたこと、作付面積 作業日誌または写真もしくは現地確認により行う。</p> <p>3 地力増進作物の拡大面積 (R4作付面積) - (R3作付面積) で算出する。 R4、R3作付面積は営農計画書により確認</p>				
成果等の 確認方法	令和5年3月末までに支払対象面積を集計する。				
備考					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。